

VII 健康づくり

1 健康増進事業

名 称		対象者	内 容	申込み・ 問合せ先等
すこやか手帳 (健康手帳)		健康増進事業の参加者等	生活習慣病の予防や日常の健康管理に役立ててもらうため、医療の記録、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載するすこやか手帳(健康手帳)を交付します。 本市HPでもデジタルブックやPDFファイルにより閲覧可能です。	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
健康 教育	地域健康講座	原則として64歳以下の方	生活習慣病予防やその他健康づくりに関する講座を地域に出向いて開催します。	
	健康講座 保健栄養 コース	健康づくりに関心があり、 地域で組織活動ができる 方	健康づくり・食育推進のリーダーを養成し、地域住民に食生活を中心とした健康自主管理の方法の浸透を図り、市民の健康水準を高めるための講座を開催します。	
	食生活習慣改善 指導	骨粗しょう症検診受診者 で、食生活習慣を改善する 必要があると認められる方	食生活を把握し、個々人に応じた具体的な食生活習慣改善指導を行い、健全な食生活習慣の確立を通じて、生活習慣病や低栄養・フレイルの予防並びに悪化の防止を図ります。	
	骨粗しょう症対策 (骨粗しょう症検 診)	18歳以上の方	骨粗しょう症検診を行い、骨粗しょう症を予防するための日常生活など正しい知識の普及啓発を行います。	
健康 相談	地域健康相談	大阪市にお住まいの方	地域健康講座(健康教育の項参照)などの際に地域へ出向き、健康に関する個別の相談に応じます。	
	歯科健康相談		歯科医師が歯の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言・指導を行います。	

名 称		対象者	内 容	申込み・ 問合せ先等
健 康 診 査	胃がん検診 ※同一年度中はいずれ か	50歳以上の方	胃部エックス線検査 (※取扱医療機関でのみ実施)	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
		50歳以上の方 (2年度に1回)	胃内視鏡検査 (※取扱医療機関でのみ実施。また、翌年度胃がん 検診(胃部エックス線検査・胃内視鏡検査)を受ける ことはできません。)	
	大腸がん検診	40歳以上の方	免疫便潜血検査(自己採便)	
	肺がん検診	40歳以上の方	胸部エックス線検査 喀痰細胞診検査(50歳以上で喫煙指数が600以上の 方)	
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性(2年度に1 回)	子宮頸部細胞診検査 (※取扱医療機関でのみ実施)	
	乳がん検診	40歳以上の女性(2年度に1 回)	マンモグラフィ	
		30歳代の女性及び40歳以 上でマンモグラフィ適応外 の方	超音波検査 (※取扱医療機関でのみ実施)	
	前立腺がん検診	年度末現在で50・55・60・ 65・70歳の男性	PSA検査(採血) (※取扱医療機関でのみ実施)	
	歯周病検診	年度末現在で 20,25,30,35,40, 45,50,55,60,65,70歳の方 ※経過措置として、下記の 方も対象 令和6年1月1日 ～3月31日の間に 40,45,50,55,60,65,70歳に なられた方	口腔内診査 (※取扱医療機関でのみ実施)	
ただし、いずれの検診も、職場等で受診機会のある方、自覚症状がある方や治療中の方は、対象者から除きます。				

名 称		対象者	内 容	申込み・ 問合せ先等
訪 問 指 導	訪問指導	原則40歳以上64歳以下で療養上の保健指導・栄養指導・口腔衛生指導が必要である方及びその家族 (ただし、介護保険給付以外のサービスに係る調整が必要な方及び健康管理を要する介護者については、65歳以上の方も対象)	保健師等が家庭を訪問し、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図るために必要な指導を行います。	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
	訪問栄養指導		栄養士が家庭を訪問し、栄養バランスに関する指導や適切な食生活を確保するための栄養指導を行います。	
	訪問口腔衛生指導		歯科衛生士が家庭を訪問し、ブラッシングや義歯の取扱いなどの口腔衛生指導を行います。	

2 感染症対策

名 称		対象者	申込み・ 問合せ先等
感 染 症 予 防	結核健康診断 (胸部X線検査)	市内在住の15歳以上の方 ※65歳以上の方は一年に一度、結核健康診断を受けることが義務となっています。	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
	インフルエンザ予防接種	65歳以上の方等	
	高齢者用肺炎球菌予防接種	接種当日に65歳の方 ※過去に接種を受けた方は除く	大阪市保健所感染症対策課 (感染症グループ) 06-6647-0656 (予防接種) 06-6647-0813
	肝炎ウイルス検査	20歳以上の大阪市民で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方。かつ大阪市肝炎フォローアップ事業に同意する方。	

3 精神保健福祉対策

名 称	内 容
精神保健福祉相談	精神保健福祉に関する相談に、精神科医師・精神保健福祉相談員・保健師などが応じます。 (詳しくは7ページをご覧ください。)